

白岡工業団地地域の公共下水道の整備に係る説明会の結果について

1 開催日時

■通知発送対象者（94件：61社 33名）

- (1) 第1回：令和6年2月16日（金） 午後3時
- (2) 第2回：令和6年2月16日（金） 午後7時
- (3) 第3回：令和6年2月17日（土） 午前10時

2 会場 白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕多目的ホール

3 結果（33件：26社・7名 参加者39名）

- (1) 第1回：23件：20社・3名 参加者29名
- (2) 第2回： 5件：4社・1名 参加者7名
- (3) 第3回： 5件：2社・3名 参加者3名

4 主な質疑内容

(1) 第1回

○受益者負担金はどのように算出するのか？

☞負担区ごとに算出している。

工業団地全体を1つの負担区として、全体の整備費を算出し、総面積で除した額とするが、高額となってしまうことから、負担調整割合をかけた額としている。

これまでの負担区では、それぞれの整備費や面積から算出した結果、580円から720円となっている。

○工区分けと賦課の時期は？

☞工区分けについては、令和6年度に全体の整備費を算出してから決定するため、令和7年度以降となる。

賦課の時期については、例えば、令和8年度に実施する第1工区は、令和9年度の賦課となる。令和9年度に実施する第2工区は、令和10年度の賦課となる。

○事業所によっては、建物の大きさも敷地の面積も異なるが、受益者負担金は一律に賦課されるのか？

☞事業所によって、建物の数や大きさ、敷地面積が異なっている状況は理解しているが、受益者負担金は、土地に対し一律に賦課しているので、御理解いただきたい。

○浄化槽を新設予定だが、必ず下水道に接続しなければならないのか？

☞接続しないことに対して罰則はないが、公営企業である公共下水道事業は、見込んである使用料収入が確保できないと、経営が悪化する可能性がある。

新設したばかりの合併処理浄化槽からすぐに公共下水道には接続できないという事情も理解できるが、できるだけ早く接続していただきたい。

○取付管が15cmとあるが、何人くらい対応できるのか？

また、増径した場合、追加料金は発生するのか？

☞15cmの取付管は、300～500人に対応できる口径である。

また、増径しても追加料金は徴収しない。

○第2回の説明会の予定は？

☞令和8年度から枝線工事を実施するため、その時期に合わせて実施する予定である。工区ごとか、全体で実施するかは未定である。

○雨水を流せないとのことだが、雨水の処理はどうなるのか？

☞浄化槽から排水先までの管に雨水管が合流している場合は、汚水と雨水のルートを分けていただく必要がある。

(2) 第2回

〔個別対応〕

○合併処理浄化槽の老朽化により、入れ替えを検討している。公共下水道を整備するのは、いつ頃になるのか？

☞工事が計画どおり進捗すれば、令和8年度には、第1工区の枝線工事に着手し、令和9年度には供用開始ができる。工区ごとの工事は、下流となるさいたま栗橋線側から実施していく予定である。公共下水道の供用を開始するまで、現在の浄化槽で対応していただけるとありがたい。

○事業所内のトイレの修繕をしても公共下水道への接続に影響はないか？

☞特に問題はない。

(3) 第3回

○農業集落排水と公共下水道は違うのか？いずれ接続するのか？

☞農業集落排水と公共下水道は、全く別の事業となっている。将来的には、公共下水道に接続する予定である。